

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-44)

別紙1

施策名	目標10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等		担当部局名	放射性物質汚染対処特措法 施行チーム	作成責任者名	森下 哲	
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染等の措置等を迅速に実施する。		政策体系上の 位置付け	10. 放射性物質による環境の汚染への対処			
達成すべき目標	東京電力福島第一原子力発電所の事故によって放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。	目標設定の 考え方・根拠	放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針、 「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」等		政策評価実施 予定時期	平成26年6月	
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠				
1	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト以上の地域	当該地域を段階的かつ迅速に縮小(ただし、線量が高い地域は長期の取組が必要)	平成25年度 (ただし、線量が高い地域は長期の取組が必要)	放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針			
2	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域における、年間追加被ばく線量	年間追加被ばく線量1ミリシーベルト以下を目指す	長期的な目標	放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針			
3	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域における、一般公衆の年間追加被ばく線量	平成23年8月末と比べて(放射性物質の物理的減衰等を含めて)約50%減少した状態	平成25年8月末まで	放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針			
4	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域における、子どもの年間追加被ばく線量	平成23年8月末と比べて(放射性物質の物理的減衰等を含めて)約60%減少した状態	平成25年8月末まで	放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針			
5	中間貯蔵施設の供用開始	供用開始	平成27年	「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」			
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成25年行政事業レビュー 事業番号	
	23年度	24年度					
(1)	放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施(平成23年度)	199,662 (73,949)	372,090 (160,463)	497,796	1.2.3.4	放射性物質汚染対処特措法の内容を迅速に実施し、いち早く事故による汚染を除去するため、除染特別地域の生活圏における除染、線量が相当高い地域における除染実証事業、地方公共団体における除染活動の支援等を行う。	324
(2)	中間貯蔵施設検討・整備事業(平成23年度)【関連:25-43】	1,050 (495)	2000 (7)	14,645	5	除染に伴って大量に発生すると見込まれる除去土壌等や一定程度以上に汚染されている廃棄物を一定の期間、安全に集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設の整備に向け、地形や地質、環境影響等に関する現地調査、中間貯蔵施設の設計に係る検討等を行う。	325